

国立保健医療科学院における研修について

国立保健医療科学院では、以下の3種類の課程を開講しており、各課程の修了者については、それぞれの課程に応じた資格が授与される。

1 専攻課程（1年コース）

保健師、栄養士、その他4年生大学を卒業した者を対象としており、修了者には Diploma of Public Health が授与される。

2 専門課程（1年コース）

医師、歯科医師、獣医師（6年制の大学）を修了した者、及び専攻課程を修了した者、公衆衛生に関連のある大学院の修士課程・博士課程前期を修了した者を対象としており、修了者には Master of Public Health(MPH)が授与される。本課程を修了した医師は保健所長の資格要件を満たすことになる。

3 研究課程（3年コース）

専門課程修了者を対象としており、修了者には Doctor of Public Health が授与される。本課程は資格要件とは関係していない。

（注）専門課程分割前期

平成11年度より発足した課程で、年度初めの3か月間、専門課程の必修科目を受講することにより、保健所長の資格要件（地域保健法第4条3号）を満たすこととした。また、その後、分割後期を受講すれば、MPHの取得も可能である。